オリシロジェノミクス株式会社（東京都文京区本郷7-3-1東京大学南研究棟318号　以下「甲」という）は、本販売契約約款（以下「本契約」という。）により、販売代理店（以下「乙」という）に、甲の商品（OriCiro®️Cell free-cloning キット及び関連する試薬類　以下「本件商品」という）の非独占的販売権を与え、甲・乙相互の利益の増進を図ることを目的とする。

1. （本契約の当事者）
2. 甲は、本件商品の開発・製造及び販売を行っている。
3. 乙は、本件商品を購入する顧客との取引口座をもち、販売代理店として本件商品の販売を円滑に行う能力を有している。
4. （販売権の付与及び二次販売会社の起用）
5. 甲は、本件商品の販売代理店として乙を指名し、乙に対して本件商品を、乙が発注の際に提出する注文書に記載の顧客へ販売する権利を付与する。乙はかかる指名を受け入れ、本契約に定める条件に基づいて本件商品を当該顧客に販売する。
6. 乙は、二次販売会社を起用する場合は、二次販売会社名及び担当者名について速やかに甲に連絡をするものとする。また、乙は本件商品の販売に関する二次販売会社の全ての業務及び二次販売会社による本契約の適用ある条項の不遵守にかかる一切の責任を負うものとする。
7. （商品供給及び保証）

3.1商品の供給

甲は、本契約の条件に従い乙に本件商品を供給し、乙はこれを購入するものとする。

* 1. 発注書及び注文の承諾

乙は、本件商品を甲より購入する際に、本件商品の注文に係る発注書（以下「本件発注書」という。）を甲に提出するものとする。甲は、本件発注書を受領した日から3営業日以内に、注文承諾の可否を乙に対して回答するものとし、甲が承諾した場合に本件発注書に従い、個別契約（以下「本個別契約」という。）が成立し、甲は、本件発注書に記載の数量の本件商品を、本件発注書に記載の日までに乙に納入するものとする。なお、本件発注書を受領した日から3営業日以内に甲から注文承諾の可否の回答がない場合は、当該発注は拒絶されたものとみなされる。

3.3引渡し、所有権の移転及び危険負担

本件商品の所有権及び危険負担は、本件商品が乙の指定場所にて受領された時点で甲から乙に移転する。

3.4梱包

乙が発注する本件商品はすべて、甲が指定する標準的な梱包材の使用及び梱包方法により、出荷用に梱包されるものとする。

3.5初期不良

甲は、以下の規定に従う場合を除き、初期不良（以下「瑕疵」という。）ある本件商品の返品を受け付けない。乙は、当該瑕疵を理由として本個別契約の解除又は代金減額若しくは損害賠償の請求をすることができないものとする。

1. 乙は、本件商品の受領から(3)営業日以内に、梱包された各本件商品を検品し、当該検品において発覚した瑕疵について書面により甲に直ちに通知する。
2. 乙は、瑕疵があると主張する本件商品を甲に直ちに返品するか、又は本件商品の瑕疵に係るその他の証拠を提供するものとする。
3. 甲の検査にて乙により通知された瑕疵が確認された場合、甲は、自らの判断と勘定で、瑕疵ある本件商品の補償を行うか又は乙に代替品を納入するものとする。
4. 前(i)の検品において発見することができなかった瑕疵については、第7条（品質保証）の規定に従う。

第4条 （購入価格及び支払い）

4.1購入価格

第3.2条に基づき両当事者が別途合意する場合を除き、乙は甲が発行する各本件商品の見積書に記載の販売価格に消費税を加えた金額を甲が指定する銀行口座に振込むものとする。振込手数料は乙が負担する。

4.2. 支払期日及び方法

毎月月末締め、翌月末日銀行振り込みとする

4.3期日後の支払い

4.2に規定される支払期日を超過して支払われなかった購入代価には年利６パーセントの遅延損害金が課されるものとする。乙はかかる遅延損害金を甲より請求された日を起算日として、10日以内に甲の指定口座に振り込まねばならない。この振込に要する銀行手数料は乙の負担とする。

銀行情報：三菱UFJ銀行（0005）　支店名：田町支店（043）

口座種別：普通口座　 口座番号：1716991

口座名義：オリシロジェノミクス株式会社　代表取締役　平﨑誠司

第5条 （乙の義務）

5.1 本件商品の販売及び販促活動

乙は、本件地域における本件商品の販売促進活動及び販売並びに流通（弁済、保管、出荷、輸送及び本件地域における顧客に対する請求を含む。）について全て自己の費用で行い、その全ての責任を負うものとする。

5.4 顧客サポート

　　乙は、甲に対して、甲の要請に従い、本件商品使用に関する同意書を取得するものとする。

5.5 記録

乙は、一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき、本件商品の販売、流通及びサービスに関する完全かつ正確な帳簿並びに記録を保管するものとする。

第6条 （商標）

1. 甲は、甲が指定する登録商標権（以下「本件商標」という）につき、乙に対して本件商品の販売及び販売促進のための使用について通常使用権を許諾し、乙は当該範囲で本件商標を使用する義務を負う。なお、乙は、本件商標の具体的な使用形態につき、甲から指定された場合を除き、甲の事前承諾を得なければならない。
2. 乙は、甲が本件商標の権利者であることを理解し、かかる商標権に抵触する一切の行為を行わないことに合意する。

第7条 (品質保証)

1. 甲は、乙に対し、本件商品が甲の定める製品仕様（以下「本仕様」という）を満たすことのみを保証するものとし、その他一切の保証は行わない。甲は、かかる保証を、本件商品について個別に定められた有効期限に限り行うものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、乙が甲の指示とは異なる方法で本件商品を取扱い、梱包したことに起因して本件商品が本仕様を満たさない場合、甲は責任を負わないものとする。
3. 甲が本件商品について、本仕様に適合しないと判断した場合、甲の任意の選択により、乙が当該本件商品に対して実際に支払った金額を上限として払い戻しを行い、それ以外の逸失利益補填や損害賠償は行わない。

第8条 (知的財産)

8.1 知的財産権

両当事者は、両当事者間において、本件商品に対する又は本件商品を対象とするあらゆる知的財産権に対する全ての権利（本契約において付与された本件商標により本件商品を販売する権利を除く。以下「本件知的財産権」という。）が甲にのみ帰属することを確認し、これに同意する。

* 1. 権利の保護
1. 乙は、本件知的財産権の有効性について争わず、また、異議を申し立てない。
2. 乙は、本件商品に付された特許番号、商品名、商標、標章、番号、シリアル番号若しくはその他の甲のマークの削除若しくは変更又は本件商品のラベル表示の変更をしないものとする。

第9条 (秘密保持)

甲及び乙は、本契約に関して知り得た相手方の技術上又は営業上の情報を、第三者に開示又は漏洩してはならず、かつ、本契約及び本個別契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

1. 知り得た時点ですでに公知であった情報
2. 知り得た時点ですでに自己が保有していた情報
3. 知り得た後に自己の責めによらずに公知となった情報
4. 知り得た後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報

第10条 (紛争)

甲及び乙は、本契約上の紛争については、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに同意する。

第11条 (雑則)

11.1　不可抗力

甲及び乙は、ストライキ、交易通商停止、暴動、火災、洪水、地震、爆発、落雷、公衆衛生上の緊急事態、その他の不可抗力及びこれらに類似する、いずれの当事者も合理的に支配できない事由（以下「不可抗力事由」という。）、並びに不可抗力事由による本件商品の納入者からの納品の不履行により生じた債務の不履行及び相手方に発生した損害について、その責任を負わない。不可抗力事由が180日を超える期間にわたって存続した場合、その影響を受けた当事者は、他方当事者に対して書面により通知することにより本契約を解除する権利を有する。

11.2　反社会的勢力の排除

1. 乙は、甲に対し、本契約締結時において、乙の代表者、役員又は実質的に経営を支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社的会勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。また、乙は反社会的勢力と取引を行わないことを確約する。
2. 甲は、乙が反社会的勢力に属し、又は反社会的勢力と取引を行ったことが判明した場合、催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。甲は、かかる解除により生じた乙の損害を賠償する責を負わない。
3. 前(ii)の規定により甲が本契約を解除した場合には、乙は甲に対し甲に生じた損害を賠償する。

第12条 (本契約の終了)

甲は、理由の如何を問わず、乙に対し３ヶ月以上前に書面により通知することにより、本契約を終了することができるものとする。この場合、甲は、乙又は他のいかなる者に対しても、一切責任を負わないものとする。

第13条 (効力の存続)

甲及び乙は、本契約が終了した場合であっても、本契約終了日から起算して3年間は、第7条（品質保証）、第8条（知的財産）、第9条（第三者の知的財産権の侵害）、第11条（保証）及び第14条（秘密保持）の義務を負担するものとする。

第14条 (規定外事項)

本契約に定めのない事項が生じた場合又は本契約各条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上誠意をもって解決するものとする。

令和　　年　　月　　日

乙　　住　　　所

［販売会社名］

代表取締役社長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〔印〕